所管部課		教育部 中央図書館			部長		小俣	小俣 学				
件 名		東大和市及び小平市の図書館の相互利用に関する協定について										
						区分		1審議事	項	\bigcirc	2報告	事項
関係事項	条例 規則	東大和市	立図書館条	《例施行規則	IJ							
	部課 機関											
1. 要 旨												
図書館の相互利用については、現在、東村山市、武蔵村山市、立川市の三市と実施しているが、以前から市民要望のあった小平市とも相互利用を行うため、協定を締結するものである。												
(1)協定締結日 令和5年4月12日(2)相互利用開始日 令和5年5月24日(3)影響及び効果												
相互利用により、小平市域と隣接した東大和市民が、小平市の図書館を利用することが可能となり、サービスの向上が図られる。												
0 W VB (TBIT F) - TO Y - COWYB)												
2.経 過(現時点に至るまでの経過)												
他市との図書館の相互利用について、東村山市とは平成15年度から、武蔵村山市とは 平成24年度から、立川市とは平成27年度から実施している。												
・令和5年2月17日 令和5年第2回教育委員会定例会において承認済												
3. 留意事項(問題点等)												
4. 主管部処理案(検討結果等)												
・協定締結後、市報・ホームページ及びポスター等で周知したい。												
5. 審議結果												

注:定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。